

令和6年10月18日

「文化芸術活動に関する法律相談窓口」では 「京都市立芸術大学芸大祭 2024」において 「文化芸術活動に関する法律相談会」を開催します

文化庁が開設している「文化芸術活動に関する法律相談窓口」では、令和6年11月1日から3日にかけて開催される「京都市立芸術大学芸大祭 2024」において、京都市立芸術大学との共催で、「文化芸術活動に関する法律相談会」を開催しますので、お知らせします。

1. 「文化芸術活動に関する法律相談会」について

令和6年11月1日から3日にかけて、京都市立芸術大学で開催される「京都市立芸術大学芸大祭 2024」において、「文化芸術活動に関する法律相談窓口」（以下「相談窓口」という。）を担当している弁護士が、対面でご相談に対応する「文化芸術活動に関する法律相談会」を開催します。

主催：文化庁

共催：京都市立芸術大学

実施期間：令和6年11月1日（金）～11月3日（日）

相談窓口は各日12時から18時の時間帯で開設し、毎時0分～25分、30分～55分の時間帯（枠）でご相談に対応します。

開設場所：D棟フォトブース（D棟3階）（京都市下京区下之町57-1）

※次頁構内図参照

対象者：文化芸術活動に関わる当事者もしくは法定代理人（未成年者の親権者等）等（プロ、アマ、学生等を問いません）

※相談内容は文化芸術活動に関する内容を対象とさせていただきます。

実施方法：①各日11時30分から当日の時間帯（枠）について、先着順で受付を行います。なお、ご利用については各日1人（1グループ）1枠までとさせていただきます。

②各時間帯2枠をご用意しております。

③ご相談を希望される方は、11時30分以降に会場にて希望する時間帯（枠）にご記帳いただき、受付票をお受け取りください。

※メールや電話等による事前予約は一切対応いたしません。

④指定の時間にご来場の上、受付票と引き換えで相談窓口をご利用いただけます。なお、指定の時間帯を超えた対応は致しかねますので、予めご

承知おき願います。

⑤相談終了後は、アンケートへのご協力をお願いします（終了時にアンケートへのリンクをお知らせします。）。

注意事項：京都市立芸術大学及び「京都市立芸術大学芸大祭 2024」実行委員会に対し、「文化芸術活動に関する法律相談会」及び「相談窓口」についてご質問等をされることはご遠慮ください（下記連絡先をお願いします）。



【交通案内】

地下鉄烏丸線・JR各線・近鉄京都線「京都」駅下車 徒歩6分（JR京都駅中央口からA棟まで）

京阪電車「七条」駅下車 徒歩7分（1番出口からI棟まで）

市バス 4、7、16、81、205、南5号系統 「塩小路高倉・京都市立芸術大学前」下車すぐ

「京都市立芸術大学芸大祭 2024」について

11月1日から3日にかけて、京都市立芸術大学の大学祭である「芸大祭」が開催されます。物販や飲食ブースに加え、芸術大学ならではの作品展示や学生コンサートなど、芸術に興味がある人もない人も、聴いて・観て・感じて、楽しむことのできる大学祭です。

今年のテーマは「イドバタ大会議」です。「芸大祭」が気軽に集まって話せるコミュニティになってほしいという思いが込められており、テーマをイメージして制作したオブジェは必見です。

- ① 京都市立芸術大学ホームページ : https://www.kcuu.ac.jp/geidaisai2024_detail/



- ② 芸大祭公式ホームページ（学生運営） : <https://geidaisai.com/>



「京都市立芸術大学」について

京都市立芸術大学は、1880年に日本初の公立の絵画専門学校として設立された京都府画学校を母体とし、140年を超える歴史を持つ芸術系の大学です。美術と音楽を両軸とする本学は、建学以来、国内外の芸術界・産業界で活躍する優れた人材を輩出し、芸術文化に貢献してきました。

2023年10月に京都駅東部エリアへキャンパスを全面移転いたしました。新しいキャンパスは、まちに開かれ、地域の歴史や文化と緩やかに繋がりながら、多様な人々や機関との交流を通して、その刺激や情報を教員や学生が作品や演奏、研究に昇華させています。

芸術大学ならではの地域連携や社会貢献を推進し、それをさらに教育研究活動の充実と人の育成に繋げながら、文化芸術の発展と心豊かで活力ある社会の形成に貢献することを目指しています。

2. 相談窓口の目的

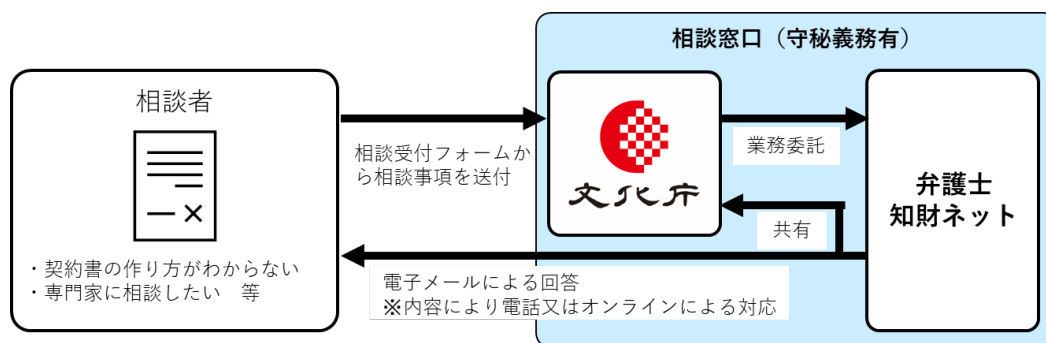
文化芸術の担い手は小規模な団体やフリーランス等が多く、不利な条件の下で業務に従事せざるを得ない状況等が生じています。有識者会議での議論を経て令和4年7月に公表した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、相談窓口を開設しています。

相談窓口では、安心・安全な環境かつ持続可能な形で文化芸術活動を継続できるよう、契約や活動に関係する疑問やトラブル等について弁護士がご相談に対応します。

3. 相談窓口（文化庁ホームページ内に設置）の利用について

- ご相談の対象者は、文化芸術活動に関わる当事者もしくは法定代理人（未成年者の親権者等）、または委託や信託により契約に関する事務を引き受けている方、AI開発やサービス提供を行う事業者等、芸術家等以外のAI利用者です。
- 文化芸術活動に関係して生じる疑問やトラブル等についてのご相談、ガイドラインについてのご質問等に対応します。
- 文化庁ホームページ内に設置する相談受付フォームにてご相談を受け付け、原則として10日以内（土・日・祝日等を除く）に電子メールにて回答します。内容に応じて電話又はオンラインによる対応（原則として30分程度）も行います。
- 相談対応を行うのは、文化庁から事業を受託した「弁護士知財ネット」（※詳細後述）の担当弁護士です。弁護士は職務上知り得た内容について守秘義務を負っているため、相談内容が他人に知られることはありません（事業を実施する文化庁担当者も同様に守秘義務を負っています。）。ただし、個人情報及び個人や事業者等を特定できない形に編集し、相談事例として公開することがあります。
- 相談窓口にて受け付けるご相談については、無料に対応します。

〈参考〉相談対応のスキーム



4. 文化庁ホームページにおける相談の受付について

「文化芸術活動に関する法律相談窓口」のURL

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html

以下のQRコードからもアクセスできます。



5. 事業の実施体制

相談窓口は、文化庁から事業を受託した弁護士知財ネットが本事業のため特別に構成したチームにて実施します。

弁護士知財ネットは、日本弁護士連合会の支援の下に誕生した全国規模のネットワークであり、1000名以上の弁護士が登録しています。相談窓口の事務局を構成する弁護士は、文化芸術分野における契約に関する知見を有するとともに、知的財産権に関わる法律実務について専門的な知識・経験を有しています。

<担当>	文化庁文化経済・国際課	文化芸術活動基盤強化室
	室長補佐	板場直明（内線 3119）
	主任	鈴木小百合（内線 3120）
電 話	： 03-5253-4111（代表）	
	03-6734-3120（直通）	
メー ル	： kibankyoka@mext. go. jp	